

ヨシ群落保全基本計画改定素案(ver1) 新旧対照表

令和2年度～令和3年度

現行	素案(ver1)	変更理由
<p>琵琶湖の環境保全を図るためには、種々の動植物が活発に生息・生育する多様な生態系を積極的に維持する必要があります。</p> <p>とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落は、生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって、多様な働きをしており、湖沼の環境保全にとって大変重要な存在です。 <u>[追加]</u></p> <p>湖辺の自然景観、動植物の生息・生育環境等を包括的にとらえて、ヨシ群落を県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって保全することにより、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐことが大きな課題です。</p> <p><u>そのため</u>、ヨシ群落を守り、育て、活用し、「自然と人との理想的な共生関係を育む場づくり」を目指して、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、ヨシ群落の保全に関する基本的な事項をここに定めます。</p> <p><u>[追加]</u></p>	<p>琵琶湖の環境保全を図るためには、種々の動植物が活発に生息・生育する多様な生態系を積極的に維持する必要があります。</p> <p>とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落は、生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって、多様な働きをしており、湖沼の環境保全にとって大変重要な存在です。 <u>また、地域によって人とのかかわりや構成する生物相などヨシ群落の状態も多様です。</u></p> <p>湖辺の自然景観、動植物の生息・生育環境等を包括的にとらえて、ヨシ群落を県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって保全することにより、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐことが大きな課題です。</p> <p><u>そのためには、第五次滋賀県環境総合計画の目標である、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を踏まえ、ヨシ群落から生み出される自然の恵みが、安定的かつ持続的に供給され、地域資源として健全に利用されることが重要です。</u>ヨシ群落を守り、育て、活用し、「自然と人との理想的な共生関係を育む場づくり」を目指して、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、ヨシ群落の保全に関する基本的な事項をここに定めます。</p> <p><u>また、本計画を滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、他の分野別計画と調和させることとします。</u></p>	<p>ヨシ群落の多様性に関する記述を追加⑤</p> <p>上位計画の考え方を追加⑥</p> <p>県の上位計画との位置づけを追加⑥</p>
<p>第1 ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針に関する事項</p> <p>1 ヨシ群落の現状 <u>[追加]</u></p> <p>琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域（以下「琵琶湖等」という。）に分布するヨシ群落は、昭和30年代と比べて <u>[追加]</u> 著しく減少しましたが、その主な原因は干拓、埋め立て、湖岸堤の整備等と言われています。 <u>[追加]</u></p> <p>琵琶湖等のヨシ群落は、良好な状態で維持されている地域もありますが、まばらな状態で分布するなど必ずしも良好とはいえない状態のものもあります。 <u>[追加]</u> 県では、ヨシ群落の保全に努め、<u>刈り取りや清掃等の適切な維持管理を行うとともに、平成22年度（2010年度）までにおよそ36ヘクタールを新たに造成しました。</u></p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-1 ヨシ群落の推移</p> <p>資料-2 ヨシ群落造成事業</p> <p><u>[追加]</u></p>	<p>第1 ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針に関する事項</p> <p>1 ヨシ群落の現状と課題</p> <p>琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域（以下「琵琶湖等」という。）に分布するヨシ群落は、昭和30年代と比べて <u>一時期、著しく減少しましたが、その主な原因は干拓、埋め立て、湖岸堤の整備等と言われています。しかし、平成25年（2013年）段階で、ヨシ群落としての面積は、概ね昭和30年代と同程度にまで回復しました。</u></p> <p><u>ヨシ群落を取り巻く環境は、ヨシの繁茂と群落維持に重要な意味を持つ自然な水位変動が抑えられた水管理となり、少子高齢化や地域活動の担い手不足もあり、地域とヨシ群落との関わりも少なくなってきました。一方で、企業等の事業者やボランティアのヨシ群落保全に対する関心は高まり、様々な団体がヨシ群落の保全活動を行っています。</u></p> <p>琵琶湖等のヨシ群落は、良好な状態で維持されている地域もありますが、まばらな状態で分布するなど必ずしも良好とはいえない状態のものもあります。 <u>また、ヨシ群落の構成として、ヤナギが巨木化し、面積比率が大きくなっていることや、侵略的外来水生植物が入り込むなど、かつてのヨシ群落とは異なる姿となっている場所があります。県では、ヨシ群落の保全に努め、令和元年度（2019年度）までにおよそ49ヘクタールを新たに造成しました。また、刈り取りや清掃等の維持管理を行っていますが、依然として課題が残されている状況です。</u></p> <p>【 参考資料 】</p> <p>資料-1 ヨシ群落の推移</p> <p>資料-2 ヨシ群落造成事業</p> <p><u>資料-3 ヨシ群落保全活動団体</u></p>	<p>現状の反映と課題の追加①</p> <p>現状の反映と課題の追加④</p> <p>現状の反映と課題の追加②③</p> <p>事業実績の反映</p>

現行	素案(ver1)	変更理由
<p>2 保全のための基本方針</p> <p>(1) 琵琶湖等の総合的な環境保全を図るためには、ヨシ群落を持つ自然景観の保全、生物多様性の保全、水産資源の保護、湖岸の浸食防止および湖辺の水質保全などの<u>働きを最大限に活かす</u>ことが重要です。</p> <p>そのため、ヨシ群落の良好な状態を保全するとともに、ヨシ等の植栽や適切な刈取り等の維持管理の実施を通じて、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</p> <p>(2) <u>また、ヨシ群落保全を進めるためには、県民等や事業者とともにヨシ群落やヨシの持つ価値を共有する</u>ことが重要です。</p> <p>そのためには、ヨシ群落やヨシを使用したイベントや体験学習、また<u>刈り取り</u>ヨシの新たな有効な利用について県民等や事業者との協働によって進める <u>[追加]</u> ことが望まれます。</p> <p>(3) <u>これらの</u>事業の実施に当たっては、ヨシ群落の持つ多様な機能との調和を図りながら、琵琶湖等のヨシ群落に関係する各種の行政計画等と連携し、相乗的な保全効果を上げることが大切です。 <u>[追加]</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-3</u> ヨシ群落の機能</p>	<p>2 保全のための基本方針</p> <p>(1) 琵琶湖等の総合的な環境保全を図るためには、ヨシ群落を持つ自然景観の保全、生物多様性の保全、水産資源の保護、湖岸の浸食防止および湖辺の水質保全などの<u>多様な働きを地域の特性に応じて活かす</u>ことが重要です。</p> <p>そのため、ヨシ群落の良好な状態を保全するとともに、ヨシ等の植栽や適切な刈取り等の維持管理の実施を通じて、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</p> <p>(2) <u>[削除]</u> ヨシ群落保全を進めるためには、<u>地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティアといった地域外の県民等との協働による取組を広げ、地域の保全活動を支えていく</u>ことが重要です。</p> <p>そのためには、ヨシ群落やヨシを使用したイベントや体験学習 <u>などを通じ、地域と地域外の県民等をつなぐことが必要です。</u></p> <p>(3) <u>ヨシ群落の主要な構成種であるヨシについて、「守る・育てる・活用する」の循環の構築により、持続的な取組を意識します。</u></p> <p><u>なお、事業の実施に当たっては、ヨシ群落の持つ多様な機能との調和を図りながら、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）といった琵琶湖等のヨシ群落に関係する法令や各種の行政計画等と連携し、相乗的な保全効果を上げることが大切です。また、下記に規定する侵略的外来水生植物等の抽水植物は、条例第2条(定義)に規定する「ヨシ等」には含めず、保全の対象とはしません。</u></p> <p><u>1. 特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物の個体</u></p> <p><u>2. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）第27条第1項、第28条第1項に規定する指定外来種の個体</u></p> <p><u>3. 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成27年3月26日環境省、農林水産省）に掲載されている種（または種類）の個体</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-4</u> ヨシ群落の機能</p>	<p>地域の視点を追加⑤</p> <p>地域を支える仕組みを追加⑩</p> <p>地域を支える仕組みを追加⑩</p> <p>ヨシ条例の3つの柱と持続的な活動を追加⑫</p> <p>関係法令の追加⑥</p> <p>侵略的外来水生植物を保全対象から除外③ (平成28年(2016年)3月31日付け滋賀政第106号琵琶湖環境部長通知)</p>
<p><u>3</u> 保全区域の許可制度等の適正な運用</p> <p>保護地区、保全地域および普通地域におけるヨシ群落を保全するために、河川法、自然公園法、水産資源保護法その他の法令に基づく制度と整合を図りながら、条例第11条、第12条および第14条の規定に基づく許可制度等の適正な運用を図るとともに制度の広報に努めます。</p> <p><u>4</u> ヨシ群落保全区域の保全目標</p> <p>琵琶湖等におけるヨシ群落は、保護地区、保全地域および普通地域のそれぞれの地域区分に応じた適切な保全のための措置を講じて、湖辺の代表的な生態系として保全を図り、<u>将来にわたりその多様な機能を発揮させる必要があります。</u></p> <p><u>また、このような多様な機能を有する健全なヨシ群落は、自然景観の構成要素として</u></p>	<p><u>4</u> 保全区域の許可制度等の適正な運用</p> <p>保護地区、保全地域および普通地域におけるヨシ群落を保全するために、河川法、自然公園法、水産資源保護法その他の法令に基づく制度と整合を図りながら、条例第11条、第12条および第14条の規定に基づく許可制度等の適正な運用を図るとともに制度の広報に努めます。</p> <p><u>3</u> ヨシ群落保全区域の保全目標</p> <p>琵琶湖等におけるヨシ群落は、保護地区、保全地域および普通地域のそれぞれの地域区分に応じた適切な保全のための措置を講じて、湖辺の代表的な生態系として保全を図り、<u>ヨシ群落の多様な機能に基づき生み出される豊かな動植物などの自然の恵みが、地域の特性に応じて、安定的かつ持続的に供給されることが重要です。</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>記載順の入れ替え</p> <p>記載順の入れ替え</p> <p>地域特性や持続可能性の重要性を追加⑩</p> <p>省略</p>

現行	素案(ver1)	変更理由
<p><u>も重要です。</u></p> <p>そのため、琵琶湖等の景観の保全、生物の多様性の保全、水産資源の保護および湖岸の侵食防止などの観点から、ヨシ群落の存在が重要な地域を対象に、<u>[追加]</u> 良好なヨシ群落が存在している場所においてはその状態を維持し、<u>失われた</u>場所においては再生するとともに、地域の特性に応じた刈取りなどの維持管理を積極的に推進し、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</p> <p>また、必要な調査を実施し、それを基に<u>保護地区、保全地域および普通地域について指定</u>の見直しをしていきます。</p> <p>(1) 保護地区（現状の良好な環境の維持） 保護地区においては、現状の良好なヨシ群落の状態を維持し、湖辺の代表的な生態系と多様な生物相の保全を図ります。 そのために、保護地区の生態特性に<u>応じた</u>適切な維持管理を実施します。</p> <p>(2) 保全地域（<u>より良好な環境に向けた</u>保全・再生） 保全地域においては、ヨシ群落の保全状態を把握し、<u>ヨシ群落の連続性の確保を図りながら、より良好な状態に向けた保全を行うとともに、失われた場所においてはその原因を十分理解し再生</u>を図ります。 そのために、現状を十分把握した上で地域の特性に応じ、ヨシ等の植栽や適切な刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を実施します。</p> <p>(3) 普通地域（<u>良好な環境を創出</u>） 普通地域においては、<u>小規模なヨシ群落がまばらな状態で分布している現状を踏まえ、その原因を十分理解し、良好で連続したヨシ群落の形成を図ります。</u> <u>そのために、</u>現状を十分把握した上で、地域の特性に応じヨシ等の創出や刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を積極的に実施します。</p> <p>◆ 保全・再生・創出の定義 ◆ 保全：良好な自然環境が残っている場所において、その状態を維持する行為。 再生：自然環境が損なわれた地域（ヨシなどが衰退または侵食傾向にある地域）において、底質の安定化を図り自然の復元能力をできるだけ活かして自然環境を取り戻す（ヨシ群落の姿を取り戻す）行為。 創出：自然環境が失われた地域（ヨシなどがほとんど無くなっている地域）において、ヨシ帯の造成等により自然環境を復元する行為。</p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-4</u> 地域の特性に応じた維持管理計画の策定・地域地区区分の見直しの考え方 <u>資料-5</u> 琵琶湖のヨシ群落の重要度 <u>資料-6</u> ヨシ群落と人との関わり</p>	<p>そのため、琵琶湖等の景観の保全、生物の多様性の保全、水産資源の保護および湖岸の侵食防止などの観点から、ヨシ群落の存在が重要な地域を対象に、<u>ヨシ群落の質的な保全・再生を目指し</u>、良好なヨシ群落が存在している場所においてはその状態を維持し、<u>衰退した</u>場所においては再生するとともに、地域の特性に応じた刈取りなどの維持管理を積極的に推進し、ヨシ群落の健全な育成を図ります。</p> <p>また、必要な調査を実施し、それを基に<u>ヨシ群落の状態に応じて、保全の進め方</u>の見直しをしていきます。</p> <p>(1) 保護地区（現状の良好な環境の維持） 保護地区においては、現状の良好なヨシ群落の状態を維持し、湖辺の代表的な生態系と多様な生物相の保全を図ります。 そのために、保護地区の生態特性に<u>より配慮した</u>適切な維持管理を実施します。</p> <p>(2) 保全地域（<u>県民等との協働を通じた</u>保全・再生） 保全地域においては、ヨシ群落の保全状態を把握し、<u>県民等との協働の広がり意識した取組により、地域住民や地域外の県民等による保全活動が行われるヨシ群落の拡大</u>を図ります。 そのために、現状を十分把握した上で地域の特性に応じ、ヨシ等の植栽や適切な刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を実施します。</p> <p>(3) 普通地域（<u>地域の特性に応じた保全</u>） 普通地域においては、<u>ヨシ群落</u>の現状を十分把握した上で、地域の特性に応じヨシ等の創出や刈取り、清掃、ヨシの補植などの維持管理を積極的に実施します。</p> <p>◆ 保全・再生・創出の定義 ◆ 保全：良好な自然環境が残っている場所において、その状態を維持する行為。 再生：自然環境が損なわれた地域（ヨシなどが衰退または侵食傾向にある地域）において、底質の安定化を図り自然の復元能力をできるだけ活かして自然環境を取り戻す（ヨシ群落の姿を取り戻す）行為。 創出：自然環境が失われた地域（ヨシなどがほとんど無くなっている地域）において、ヨシ帯の造成等により自然環境を復元する行為。</p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-5</u> 地域の特性に応じた<u>維持管理の考え方</u> <u>資料-6</u> 琵琶湖のヨシ群落の重要度 <u>資料-7</u> ヨシ群落と人との関わり</p>	<p>量的な造成から質的な維持管理への移行⑦</p> <p>指定区分から群落の状態による保全に修正⑨</p> <p>表現の修正</p> <p>持続可能な保全となるよう修正⑩</p> <p>ヨシ群落の状態に応じた保全となるよう修正⑨</p>

現行	素案(ver1)	変更理由
<p><u>資料-7 地域地区区分の見直し</u></p> <p>第2 ヨシ群落の保全のための造成事業および維持管理事業に関する事項 ヨシ群落保全区域の保全目標を達成するため、<u>造成事業によりヨシ群落を育てていくとともに、適切な維持管理を行い</u>、良好なヨシ群落として存続を図る必要があります。</p> <p>そのため、ヨシ群落の持つ多様な機能に十分に配慮しながら、積極的に以下の保全事業を実施し、ヨシ群落を守り、育てます。 なお、事業は行政、地域・各種団体が協働して、取り組むことが望まれます。</p> <p>1 ヨシ群落造成事業 ヨシ群落は、琵琶湖の自然景観の重要な要素であるとともに、生物の生息・生育の場、人々の安らぎの場など、様々な機能を有しています。しかし、湖岸の侵食や干拓、埋め立て <u>[追加]</u> などによりその規模が<u>減少</u>し、本来持つ様々な機能が<u>損なわれています</u>。 このため、失われたヨシ等の再生、魚類の産卵繁殖の場の確保、自然的環境の復元などを目的とした事業を通じて、ヨシ群落を持つ多様な機能を再生させていくことが重要です。なお、造成事業は、ヨシ群落の生育する環境を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法により<u>進め、平成32年度までに、おおむね20ヘクタールの</u>ヨシ群落の再生等に努めます。造成した<u>ヨシ帯</u>については、モニタリングを行い、ヨシを含む野生生物の生息・生育の場としての機能など、<u>ヨシ帯</u>本来が有する機能が十分発揮できているか科学的評価を行っていきます。</p> <p><u>また、ヨシ群落の再生にあたっては、昭和30年代の湖辺のヨシ群落の形状を目指します。</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-8</u> ヨシ群落再生目標設定の考え方 <u>資料-9</u> ヨシ群落再生手法</p> <p>2 ヨシ群落維持管理事業 ヨシ群落は、地域ごとに生態特性や生育状況が様々な条件により成り立っています。また、ヨシ群落は、過去・現在にわたり、様々な人との関わりによって維持されてきました。 このため、魚類の産卵繁殖の場や、鳥類をはじめ生物の生態特性や利活用などヨシ群落や地域の特性に応じて、その多様な機能に十分に留意しながら、波の影響やごみの堆積 <u>[追加]</u> など、ヨシ群落の生育を阻害する要因を可能な限り除去することや、ヨシの<u>刈り取り</u>、清掃、火入れ、ヨシの補植などの維持管理、抽水植物環境を維持するためのヤナギやハンノキなどの<u>剪定や伐採を時期</u>や生物への配慮など、専門家の意見を聞きながら適切な形で行っていきます。 具体的な地域ごとの維持管理については、<u>地域住民、関係団体、行政を含む関係機関</u>、</p>	<p><u>資料-8 保全区域の設定と保全目標</u></p> <p>第2 ヨシ群落の保全のための造成事業および維持管理事業に関する事項 ヨシ群落保全区域の保全目標を達成するため、<u>適切な維持管理事業を重視して行うとともに、ヨシ群落の再生が期待される場所で造成事業を行うことにより</u>、良好なヨシ群落として存続を図る必要があります。 そのため、ヨシ群落の持つ多様な機能に十分に配慮しながら、積極的に以下の保全事業を実施し、ヨシ群落を守り、育てます。 なお、事業は行政、地域・各種団体が協働して、取り組むことが望まれます。</p> <p>1 ヨシ群落造成事業 ヨシ群落は、琵琶湖の自然景観の重要な要素であるとともに、生物の生息・生育の場、人々の安らぎの場など、様々な機能を有しています。しかし、湖岸の侵食や干拓、埋め立て、<u>砂の供給の減少</u>などによりその規模が<u>縮小</u>し、本来持つ様々な機能が<u>損なわれている場所があります</u>。 このため、失われたヨシ等の再生、魚類の産卵繁殖の場の確保、自然的環境の復元などを目的とした事業を通じて、ヨシ群落を持つ多様な機能を再生させていくことが重要です。なお、造成事業は、ヨシ群落の生育する環境を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法により <u>[削除]</u> ヨシ群落の再生等に努めます。造成した<u>ヨシ群落</u>については、モニタリングを行い、ヨシを含む野生生物の生息・生育の場としての機能など、<u>ヨシ群落</u>本来が有する機能が十分発揮できているか科学的評価を行っていきます。</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-9</u> ヨシ群落再生目標設定の考え方 <u>資料-10</u> ヨシ群落再生手法</p> <p>2 ヨシ群落維持管理事業 ヨシ群落は、地域ごとに生態特性や生育状況が様々な条件により成り立っています。また、ヨシ群落は、過去・現在にわたり、様々な人との関わりによって維持されてきました。 このため、魚類の産卵繁殖の場や、鳥類をはじめ生物の生態特性や利活用などヨシ群落や地域の特性に応じて、その多様な機能に十分に留意しながら、波の影響やごみの堆積、<u>第1の2で規定する侵略的外来水生植物</u>など、ヨシ群落の生育を阻害する要因を可能な限り除去することや、ヨシの<u>刈り取り</u>、清掃、火入れ、ヨシの補植などの維持管理、抽水植物の<u>生育環境</u>を維持するためのヤナギやハンノキなどの<u>剪定や伐採等について、実施する時期</u>や生物への配慮など、専門家の意見を聞きながら適切な形で行っていきます。 具体的な地域ごとの維持管理については、<u>地域の特性に応じたヨシ群落の価値が高め</u></p>	<p>造成から維持管理を重視した保全事業へ移行 ⑦</p> <p>現状の反映 文言の修正</p> <p>ヨシ群落面積の回復により目標を削除①⑧ 文言の修正 文言の修正</p> <p>現状の地域特性に応じた保全とするため削除 ⑩</p> <p>侵略的外来水生植物等の対策を保全事業に位 付ける③ 文言の修正 表現の修正</p> <p>行政主体の地域協議会から地域主体の持続的</p>

現行	素案(ver1)	変更理由
<p><u>学識経験者などで構成される地域協議会を開催し、策定していきます。</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-10 地域維持管理計画の策定</u></p> <p>第3 ヨシ群落を活用した環境学習および自然観察に関する事項 環境への配慮を欠いた人間活動は、琵琶湖等の環境悪化をもたらすとの認識を深めるとともに、環境にやさしい行動を心がけ、自然とのつきあい方を学習し、より良い生活環境の創造に向けて活動することが重要です。<u>〔追加〕</u>このため、環境問題に関する普及啓発や実践活動として、学校での環境教育や地域での環境学習など様々な取組がなされています。</p> <p>ヨシ群落は、その機能の多様性から、自然の営みや琵琶湖等が抱える環境問題、さらには、人間活動と琵琶湖等のかかわりについて理解するうえで、身近でふさわしい対象であり、それらの活動を展開する場として重要です。</p> <p>そのため、ヨシ等の<u>刈り取り</u>などの実践活動やヨシ群落と親しみやふれあいを深めることができるような自然観察会の実施、<u>ヨシ群落の動植物観察施設などの整備</u>を行い、ヨシ群落に関する知識や湖沼の生態系の保全<u>〔追加〕</u>の必要性について普及啓発を図っていきます。<u>〔追加〕</u></p> <p>これらの活動は、地域、各種団体、企業（事業所）、学校、行政などが協働し進めていくことが効果的です。</p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-11 ヨシ群落を活用した環境学習</u></p> <p>第4 ヨシの有効な利用に関する事項 ヨシ群落の保全を図る手段のひとつとして、刈取りや火入れ等を行うことがあります。が、保全事業の実施に際して発生する刈り取ったヨシ等について有効な利用、活用を図っていく必要があります。</p> <p>かつてヨシ群落とその刈取りや火入れ、刈り取ったヨシ等の利用、活用は、一連の流れとして見事につながっており、ヨシはあらゆる生活の場で利用、活用され、それを生業とする産業が成り立っていました。</p> <p>生活様式の変化から、それらの大部分は失われ、また、他の代用品に置き換わっていましたが、もう一度これらを見直して、これからの生活の中で活かしていくことも大切です。</p> <p><u>現在、すでに利用されている堆肥や紙等については、事業として成り立つような体制づくりや新たな付加価値を付けるなどの工夫が必要です。また、創作民芸品としてオリジナル性をもたせる工夫や生活用具としての新たな開発、吹きつけ材、合板などの材料や薬の原料など新たな利用・活用法を見いだしていくことも重要です。</u></p>	<p><u>られるよう進めていきます。その際に、地域住民の意思を尊重しながら、事業者やボランティアといった地域外の県民等との協働で持続的に活動できるよう進めていきます。</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-11 地域の特性に応じた維持管理</u></p> <p>第3 ヨシ群落を活用した環境学習および自然観察に関する事項 環境への配慮を欠いた人間活動は、琵琶湖等の環境悪化をもたらすとの認識を深めるとともに、環境にやさしい行動を心がけ、自然とのつきあい方を学習し、より良い生活環境の創造に向けて活動することが重要です。<u>また、経済・社会の中で自然の恵みが適切に活用されるよう、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を構築する必要があります。</u>このため、環境問題に関する普及啓発や実践活動として、学校での環境教育や地域での環境学習など様々な取組がなされています。</p> <p>ヨシ群落は、その機能の多様性から、自然の営みや琵琶湖等が抱える環境問題、さらには、人間活動と琵琶湖等のかかわりについて理解するうえで、身近でふさわしい対象であり、それらの活動を展開する場として重要です。</p> <p>そのため、ヨシ等の<u>刈り取り</u>などの実践活動やヨシ群落と親しみやふれあいを深めることができるような自然観察会の実施<u>〔削除〕</u>を行い、ヨシ群落に関する知識や湖沼の生態系の保全<u>と活用</u>の必要性について普及啓発を図っていきます。<u>特に子どもがヨシ群落と関わり、その恵みを学び感じることは、今後の地域のヨシ群落保全活動を担っていく上で重要です。</u></p> <p>これらの活動は、地域、各種団体、企業（事業所）、学校、行政などが協働し進めていくことが効果的です。</p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-12 ヨシ群落を活用した環境学習</u></p> <p>第4 ヨシの有効な利用に関する事項 ヨシ群落の保全を図る手段のひとつとして、刈取りや火入れ等を行うがありますが、保全事業の実施に際して発生する刈り取ったヨシ等について有効な利用、活用を図っていく必要があります。</p> <p>かつてヨシ群落とその刈取りや火入れ、刈り取ったヨシ等の利用、活用は、一連の流れとして見事につながっており、ヨシはあらゆる生活の場で利用、活用され、それを生業とする産業が成り立っていました。</p> <p>生活様式の変化から、それらの大部分は失われ、また、他の代用品に置き換わっていましたが、もう一度これらを見直して、これからの生活の中で活かしていくことも大切です。</p> <p><u>〔削除〕新たな利用・活用法を見いだしていくにあたっては持続可能な取組となることが重要です。また、剪定・伐採したヤナギやハンノキなどの利用・活用を進めることもヨシ群落の保全につながります。さらに、刈り取ったヨシやヤナギ等を長期的に利用していくことは、大気中からの二酸化炭素の回収することにもなり、CO2ネットゼロに貢献します。</u></p>	<p>な活動へ移行^{⑩⑪}</p> <p>第5次滋賀県環境総合計画の目標を反映^⑥</p> <p>文言の修正 計画していない施設整備を削除 ヨシの活用の必要性を追加^⑭ 子どもに対する環境学習と自然観察の重要性を追加^⑬</p> <p>個々の活用法から全般的な記述に修正 課題となっているヤナギ等の利用を追加^{②⑭} CO2ネットゼロに向けた取組の追加</p>

現行	素案(ver1)	変更理由
<p>このため、これら新たな利用、活用法の情報収集、発信、<u>〔追加〕</u>また調査・研究を<u>進めていくことも大切になっています。</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-12 刈り取り</u>ヨシの利用・活用</p> <p>第5 保全事業の執行体制に関する事項 琵琶湖等の総合的な環境保全に寄与するヨシ群落の保全については、県の積極的な取組はもとより、広く県民等が参加し、体験を通して、自然の営みを理解しながら取り組むことが大切です。</p> <p>このため、<u>〔追加〕</u>県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、総合的かつ効果的な保全事業が展開できるように、<u>〔追加〕</u>体制を発展させていくことが必要です。</p> <p>1 県等の体制 ヨシ群落の保全は、<u>琵琶湖等の管理の一環として総合的かつ効果的に取り組む必要があるため、県や関係機関が参画した組織体制を整えていきます。</u></p> <p>2 地域の体制整備 ヨシ群落を保全するための取組は、県民等の深い理解のもとに地域に根ざした保全活動として発展していくことが望まれます。</p> <p>そのために、住民一人ひとりとはもとより、地域の自治会をはじめ各種団体、学校および事業者との協働により、環境学習、ヨシ等の刈取りなどの組織化された保全活動の展開に向けて取り組むことが望まれます。<u>〔追加〕</u></p> <p>第6 その他ヨシ群落の保全に関する重要事項 1 調査研究 ヨシ群落の適正な保全を図るため、その分布状況や生育状況等を継続的に把握するとともに、ヨシ群落を生息の場として利用しているいきもののかかわりなど、生態系についても調査します。</p> <p>また、効果的な保全事業を推進するため、ヨシ等の植栽方法および刈取り手法<u>等について</u>、調査、研究を行います。</p> <p>さらに、<u>刈取り</u>、ヨシの利用、活用については、循環型社会の構築の視点を考慮して調査研究を行っていきます。</p> <p>2 普及啓発 ヨシ群落の保全は、県民や湖国を訪れる人々の理解の下に定着してはじめて効果的な保全活動に発展するものであり、そうした保全のための地道な活動が琵琶湖の総合的な環境保全に通じることになります。</p>	<p>このため、これら新たな利用・活用法の情報収集、発信、<u>技術開発</u>また調査・研究を<u>進めます。</u></p> <p>【 参考資料 】 <u>資料-13 刈り取った</u>ヨシの利用・活用</p> <p>第5 保全事業の執行体制に関する事項 琵琶湖等の総合的な環境保全に寄与するヨシ群落の保全については、県の積極的な取組はもとより、広く県民等が参加し、体験を通して、自然の営みを理解しながら取り組むことが大切です。</p> <p>このため、<u>地域の信頼を得ながら</u>、県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、総合的かつ効果的な保全事業が展開できるように、<u>「つながる・支える・知らせる」の視点から</u>体制を発展させていくことが必要です。</p> <p>1 県等の体制 ヨシ群落の保全は、<u>県や関係機関が様々な目的で各種事業を行っていますが、個々の事業が保全目標に効果的に寄与するよう連携を深めていきます。</u></p> <p>2 地域の体制整備 ヨシ群落を保全するための取組は、県民等の深い理解のもとに地域に根ざした保全活動として発展していくことが望まれます。</p> <p>そのために、住民一人ひとりとはもとより、地域の自治会をはじめ各種団体、学校および事業者との協働により、環境学習、ヨシ等の刈取りなどの組織化された保全活動の展開に向けて取り組むことが望まれます。<u>近年、少子高齢化により地域の担い手が減少する中で、地域外から新たな参加者を加える、地域同士の交流を図る等が求められています。地域の信頼を得ながらその取組を支え、保全事業を実施できる体制を整えていきます。</u></p> <p>第6 その他ヨシ群落の保全に関する重要事項 1 調査研究 ヨシ群落の適正な保全を図るため、その分布状況や生育状況等を継続的に把握するとともに、ヨシ群落を生息の場として利用しているいきもののかかわりなど、生態系についても調査します。</p> <p>また、効果的な保全事業を推進するため、ヨシ等の植栽方法および刈取り手法<u>や維持管理による効果を可視化するための</u>調査、研究を行います。</p> <p>さらに、<u>刈り取った</u>ヨシの利用、活用については、循環型社会の構築の視点を考慮して調査研究を行っていきます。</p> <p>2 普及啓発 ヨシ群落の保全は、県民や湖国を訪れる人々の理解の下に定着してはじめて効果的な保全活動に発展するものであり、そうした保全のための地道な活動が琵琶湖の総合的な環境保全に通じることになります。</p>	<p>利用法拡大のため技術開発を追加⑭ 表現の修正</p> <p>持続的な取り組みのため地域との関係性を追加⑩⑮</p> <p>より効果的な取り組みとなるよう修正</p> <p>地域を支える取り組みを追加⑩</p> <p>維持管理活動の取り組みを広げるための調査、研究を追加⑯ 表現の修正</p>

ヨシ群落保全基本計画改定素案(ver1) 新旧対照表

令和2年度～令和3年度

現行	素案(ver1)	変更理由
<p>そのために、県民等が環境保全のための知識として理解するのみならず、具体的な行動に結びつくような普及啓発を図る必要があることから、<u>[追加]</u>多くの県民等の参加が期待できるヨシ等を活用した体験型イベントの開催や各種広報媒体を積極的に活用した普及啓発事業を実施します。</p> <p><u>[追加]</u></p> <p>資料編</p>	<p>そのために、県民等が環境保全のための知識として理解するのみならず、具体的な行動に結びつくような普及啓発を図る必要があることから、<u>琵琶湖博物館での展示や</u>多くの県民等の参加が期待できるヨシ等を活用した体験型イベントの開催、<u>各種広報媒体を積極的に活用した普及啓発事業を実施します。</u></p> <p><u>3 SDGs (持続可能な開発目標)</u></p> <p><u>SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール(目標)と169のターゲットが定められています。本計画を推進することは、SDGsのゴール・ターゲットの達成にも貢献します。</u></p> <p><u>【 参考資料 】</u></p> <p><u>資料-14 SDGs (持続可能な開発目標)</u></p> <p>資料編</p>	<p>リニューアルした琵琶湖博物館の展示を追加 表現の修正</p> <p>県庁SDGsアクションによる追加⑰</p>